

自治運営を担う主体の役割・責務等の取組

市民

第8条 事業者の社会的責任

- 国連グローバル・コンパクト※…日本の自治体として初めて署名（H18年1月）
- かわさきコンパクト※…国連グローバル・コンパクトの理念を市内で展開（H18年度～）
- 総合評価一般競争入札制度…社会貢献度、性能等も総合的に評価し入札する制度（H19年度～）

第9条 コミュニティの尊重等

- 町内会・自治会への支援…自主防災や資源集団回収などの活動に対する補助金・助成金等の支援
- 市民活動推進委員会…市民活動支援指針の円滑な執行、市民活動活性化を目的に設置（H13年度～）
- 都市型コミュニティ検討委員会…都市化の進んだ川崎市における地域コミュニティの活性化について調査審議（H20・21年度）
- かわさき市民公益活動助成金制度…市民活動団体の活動推進と将来の自立・発展を目的に公益事業を支援（H16年度～）

第11条 議会の権限及び責務等

- 議会基本条例…市民に開かれた議会の実現を図ることにより市民の福祉の向上及び市政の発展に寄与するため、議会及び議員の在り方等に関する基本的事項を規定（H21年度）

第15条 行政運営の基本等

- 新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」※…第2期実行計画の策定（H19年度）
- 行財政改革プラン※…新行財政改革プランの策定（H19年度）

第16条 財政運営等

- 財政状況一覧表の作成・開示…総合的な財政情報を開示（H17年度～）

第17条 評価

- 政策評価委員会…施策評価の実施、新総合計画の進行管理と事業等の成果を市民に周知（H17年度～）
- 川崎再生ACTIONシステム…総合計画の着実な推進を目的に全ての事務事業を総点検、施策評価を実施（H15年度～）

第18条 苦情・不服等に対する措置

- 市民オンブズマン制度…行政に関する苦情の申し立て処理や市政の監視を行い、必要に応じて市に対して勧告（H2年度～）
- 人権オンブズパーソン制度…いじめ・虐待、DVなど子どもの権利の侵害やセクハラなど男女平等に関する人権侵害の相談、救済の申し立てを受ける制度（H14年度～）

第21条 区役所の組織・機能等の整備

市民生活に身近な課題について地域の総合行政機関としての区役所が対応できるよう、必要な機能を整備するとともに、便利で快適な窓口サービスを提供するため、土曜日の窓口開設や住民票の写し等の証明書を取得できる行政サービス端末の設置などを進めています

第22条 区民会議

- 川崎市市民会議条例…（H18年度施行）
各区において、参加と協働により地域社会の課題を解決し、暮らしやすい地域社会をつくるため、区民が中心となって調査審議する会議。公募、各分野からの団体推薦、区長推薦の委員20人以内で構成

用語解説

国連グローバル・コンパクト：企業・組織が「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」の4分野で支持し、実践する10原則。市では平成18年1月に日本の自治体で初めて署名・参加。

かわさきコンパクト：国連グローバル・コンパクト理念を市内展開するもの。企業・組織や市民が自発的に参加し、連携する取組であり、ビジネス・コンパクトと市民コンパクトで構成。

新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」：低成長経済への移行や少子高齢化の急速な進行などの社会経済環境の変化の中、本市が進めるまちづくりの基本方針として平成17年3月に策定。市政運営や施策の基本方向を掲げる10年程度を目標年次とする「基本構想」とその実現に向け取り組む施策の具体的内容及び目標を明示した3か年の「実行計画」で構成。

行財政改革プラン：「行政体制の再整備」、「公共施設・都市基盤整備の見直し」、「市民サービスの再構築」を目的に平成14年度に策定。第1次・第2次計画を経て、平成20年3月に「新行財政改革プラン」を策定。

自治運営の基本原則に基づく制度等

情報共有

第24条 情報公開

- 川崎市情報公開条例…（S59年度施行 H13年度全部改正）
情報公開制度に基づき、市民の知る権利の保障を図る条例。市民は、市政に関する情報の開示を求めることができます

第25条 個人情報保護

- 川崎市個人情報保護条例…（S60年度施行）
個人情報保護制度に基づき、個人情報の適切な保護を図る条例。市民は、市の保有する自分の個人情報について、開示、訂正、利用の停止を求めすることができます

第26条 会議公開

- 川崎市審議会等会議の公開に関する条例…（H11年度施行）
会議公開制度に基づき、市民の知る権利の確保、及び開かれた市政の実現を推進する条例。正当な理由のない限り会議は公開されるため、公開とされた会議は傍聴等を行うことができます

第27条 情報共有の手法等の整備

- 総合コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」…（H18年度本格運用）
市政に関する問い合わせ、提案、要望、苦情などを一元的に受け付けるために総合コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」を運営

第28条 多様な参加の機会の整備等

- 市長への手紙、かわさき市民アンケート、タウンミーティングなど多様な手法により、市政に対する意見、要望、評価などを聴く機会を設けています

第29条 審議会等の市民委員の公募

- 市の計画、施策等の重要な事業の策定などについて、審議会等を設置する際は、市民から公募によって選任された委員が含まれることを原則としています

第30条 パブリックコメント手続

- 川崎市パブリックコメント手続条例…（H19年度施行）
市民の生活にとって重要な政策を定める際に、市民の意見を募り、提出された意見を十分考慮して政策等を定める制度

第31条 住民投票制度

- 川崎市住民投票条例…（H21年度施行）
市政の重要事項について、賛成、反対のいずれかで住民の意思を確認する制度

第32条 協働推進の施策整備等

- 川崎市協働型事業のルール…（H19年度策定）
市民活動団体と行政が共通の目標に向かって協働で行う事業（協働型事業）を実施する際の基本的な考え方や手順を示すものとして、協働型事業のルールを策定し運用

参加

第33条 自治運営の制度等の在り方についての調査審議

- 自治推進委員会の運営…自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議
第1期自治推進委員会（H18・19年度）情報共有の原則、協働のまちづくり、区民会議などを調査審議
第2期自治推進委員会（H20・21年度）参加、協働の事例などを調査審議

第34条 国や他の自治体との関係

- 県と対等な立場での相互協力
- 全国市長会、指定都市市長会、八都府市首脳会議等の広域連携…国への施策提言、要望活動、調査研究等
- 川崎市大都市制度等調査研究報告書…望ましい分権型社会における大都市制度の在り方を検討（H20年度）

区